

社会福祉法人埼玉療育友の会 特別養護老人ホームはるな苑
給食業務委託業者選定に関する実施要領

社会福祉法人埼玉療育友の会 特別養護老人ホームはるな苑 における給食業務委託業者の選定を下記により実施します。

1 委託業務

(1) 対象施設

特別養護老人ホームはるな苑（富士見市） 定員84名

(2) 委託業務の内容

① 特別養護老人ホームはるな苑の給食業務全般

・入居者（ショートステイ(空床型)を含む)の朝食・昼食・夕食・おやつ

② 同施設、勤務職員の昼食・夕食

・希望者のみ

③ 行事食については、原則月1回以上の提供

・契約金額の中で対応（ユニットごとの企画食については別途協議）

(3) 委託契約期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

2 選定方法

公募型プロポーザル（提案・企画）総合評価方式とし、食材費及び人件費を含めた総費用と食を提供する安全管理・運営体制及び品質を総合的に審査する。

3 参加資格

次の全ての要件を満たすこと

- (1) 埼玉県競争入札参加資格者名簿の「給食業務」（ランクA）に登録されていること
- (2) 令和3年4月1日以降において、埼玉県内の80床以上のユニットケア形式の特別養護老人ホームの給食業務を受託し適正に履行した実績があること
- (3) 埼玉県内に契約締結権限のある本店又は支店を有すること
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は更生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てがなされていない者
- (6) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと
- (7) 過去3年以内に埼玉県の契約に係る「埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱」に基づく入札参加除外等の停止の措置を受けていないこと
- (8) 当法人の理事が役員に就いていないこと

4 手続

- (1) 関係書類（実施要領、仕様書、参加申込書(様式)、提案書・見積書(様式)）の交付
※特別養護老人ホームはるな苑のホームページ（<http://harunaen.net>）からダウンロードしてください（令和5年9月1日（金）から）。
- (2) 質問受付及び質問への回答
 - ①受付期間 令和5年9月1日（金）～ 令和5年9月8日（金）
 - ②質問方法 電子メール（saitama-ryouiku@cameo.plala.or.jp）にて行うこと

- ③送付先 特別養護老人ホーム はるな苑 事務長 石田
- ④回 答 令和5年9月11日(月)～令和5年9月15日(金)
・質問の内容によっては回答できないことがある。
- (3) 参加申込書の提出及び資格審査結果の回答
- ①受付期間 令和5年9月18日(月)～令和5年9月22日(金)
- ②提出方法 参加申込書及び添付資料を
電子メール (saitama-ryouiku@cameo.plala.or.jp) にて送付
- ③送付先 特別養護老人ホーム はるな苑 事務長 石田
- ④資格審査結果の通知 令和5年9月25日(月)に電子メールにて通知する。
- (4) 提案書・見積書の提出
- ①提出期限(郵送又は直接)
令和5年10月9日(月)17時まで ※必着
※ 提出期限を過ぎての再提出、追加提出は認められません。
※ 提出された書類は返却いたしません。(委託業者選定の目的以外には使用いたしません。)
- ②提出先
〒354-0031 埼玉県富士見市勝瀬512-1
特別養護老人ホームはるな苑 事務長 石田
- (5) 一次審査(書類審査)及びその結果の通知
提案書類をもとに一次審査(書類審査)を実施する。結果は郵送で通知する。
- (6) 最終審査(プレゼンテーション)
- ①日 時 別途通知する。
- ②場 所 特別養護老人ホーム はるな苑 会議室
- ③プレゼンテーション時間
プレゼンテーションとヒアリングを含め1社20分以内とする(質疑応答含む)。
- ④その他
- ・「提案書」及び「見積書」に沿って説明すること
 - ・プロジェクター等の器具の持込み、使用は認めない。
 - ・質疑に対しては、その場で対応すること
 - ・参加人数は各社3人以内
 - ・試食は3人分を用意し、また、見積書の食材単価に沿った内容とすること
 - ・調理設備・機器の持込み、使用は認めないため、予め用意された料理をその場で取り分け、提供すること
- (7) 最終審査の結果通知
最も優れた業者を契約候補者として決定し、審査結果は全参加業者に郵送にて通知する。
なお、通知内容についての異議、質問等は受け付けない。
- (8) 契約
契約候補者と契約締結の交渉を実施し、業務の詳細についても協議、確認、決定し、当法人理事会の承認後、契約を締結する。
- (9) その他
参加申込書を提出した者が1者のときは、当法人が提案内容を総合的に審査し、本事業の委託先として適当であると認めた場合に、当該提案書等を提出した者を契約候補者として選定する。

5 スケジュールの概要

実施要領等関係書類の交付	令和5年9月1日(金)から
▽	
質問受付	令和5年9月1日(金)～8日(金)まで
▽	
質問に対する回答	令和5年9月11日(月)～15日(金)まで
▽	
参加申込書受付	令和5年9月18日(月)～22日(金)まで
▽	
資格審査結果通知	令和5年9月25日(月)
▽	
提案書・見積書受付	令和5年10月9日(月)まで
▽	
一次審査結果通知	令和5年10月下旬
▽	
最終審査・ヒアリング・プレゼンテーション	令和5年11月上旬
▽	
最終審査結果連絡	令和5年11月下旬

※具体的日程は別途通知する。

6 その他

- ・ 提案に要する費用はすべて提案者の負担とする。
- ・ 参加申込書、提案書・見積書の内容等に虚偽、不適切な事項が発覚した場合は、直ちに失格とする。(契約締結後も同様)